

(一社)全国測量設計業協会連合会九州地区協議会

災 害 時 相 互 応 援 に 関 す る 協 定

(一社)全国測量設計業協会連合会九州地区協議会
災害時相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、異常気象等の災害に被災した地域が速やかにインフラ機能を復旧できるように、全国測量設計業協会連合会九州地区協議会（以下「九地協」という。）内の各県測協（以下「県測協」という。）における相互応援活動及び応援要請に係る県測協の体制に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 九州内において災害が発生した場合には、被災した県の県測協会長は、県、その他関係機関と調整を図り、九地協会長に対して応援の要請を行うことができる。

(要請方法)

第3条 前条の要請は、次の各号に掲げる事項をできる限り明らかにして、口頭、電話、FAX等迅速かつ適切に伝達できる方法で行うものとし、速やかに文書を九地協会長に提出する。

- (1) 被災の状況
 - (2) 必要とする応援内容
 - (3) 必要とする資機材等の品目及び数量
 - (4) 必要とする職員の人員
 - (5) 応援の場所及び応援場所への経路
 - (6) 応援の期間
 - (7) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前条の要請を受けた九地協会長は、協会事務局と調整を図った上で、九州内の他の県測協会長に対して応援を要請する。
- 3 九地協会長は、被災状況等から相互応援の必要があると認めるときは、前条の要請の連絡を待たずに、九州内の他の県測協会長に対し、応援活動を即座に行える体制を整えるよう要請することができる。
- 4 前3項中、九地協会長が行う要請については第1項の規定を準用する。

(代理)

- 第4条 九地協会長が適切な連絡調整が困難な場合は、副会長又は該当する九州内の県測協会長がこの協定における九地協会長の事務を代理するものとする。
- 2 県測協会長が適切な連絡調整が困難な場合は、この協定における県測協会長の事務を代理させるため、代理人をあらかじめ決めておくものとする。

(応援体制)

- 第5条 県測協会長は、九地協会長から第3条に定める応援の要請を受けたときは、応援を要請した県測協会長（以下「被災県測協会長」という。）に全面的に協力するものとする。
- 2 前項の要請を受けた県測協会長は、直ちに県内の協会員に対し、応援の要請を行う。

(防災連絡協議会の設置)

第6条 相互応援の円滑な実施を図るため、幹事会の下に各県の防災担当責任者による防災連絡協議会を設け、毎年定期的に必要な情報の交換を行うものとする。

(その他)

第7条 この協定に定めるもののほかこの協定の実施について必要な事項（災害時相互応援に関する実施要領）については、防災連絡協議会の協議に基づき、幹事会にてこれを定める。

2 各県測協会長は、平常時から県測協内の会員に対し、本協定及び同実施要領の周知に努めるものとする。

(適用)

第8条 この協定は、平成26年10月23日から適用する。

この協定の締結の証として、本書8通を作成し、九地協会長及び各県測協会長記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年10月23日

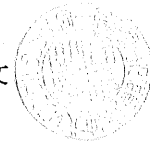
福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル7階704号
一般社団法人全国測量設計業協会連合会九州地区協議会
会 長 藤本 祐二



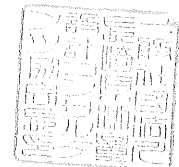
福岡市博多区博多駅東2-5-28 博多偕成ビル7階704号
一般社団法人 福岡県測量設計コンサルタンツ協会
会 長 横山 巖



佐賀市鍋島2丁目13-4
一般社団法人 佐賀県県土づくりコンサルタンツ協会
会 長 佐々木 義文



長崎市川口町6番17号 シャン・ドゥ・ブレ浦上302号
一般社団法人 長崎県測量設計コンサルタンツ協会
会 長 森重 孝志



熊本市中央区帯山1丁目38番31号
一般社団法人 熊本県測量設計コンサルタンツ協会
会 長 藤本 祐二



大分市大字片島555番地
一般社団法人 大分県測量設計コンサルタンツ協会
会 長 今山 清



宮崎市大字島之内10211番地9
一般社団法人 宮崎県測量設計業協会
会 長 西田 靖



鹿児島市真砂町48番1号
公益社団法人 鹿児島県測量設計業協会
会 長 中西 一男

